

申告特集

所得と収入は違います

所得は、個人の一年間の「収入」からその収入を得るために使った「必要経費」を引いて「所得」を計算します。

所得の種類と所得金額の計算方法

所得の種類		所得金額の計算方法
1	利子所得	公社債や預貯金の利子などによる所得 収入金額 = 利子所得の金額
2	配当所得	株式の配当や証券投資信託の収益分配などによる所得 収入金額 - 株式などの元本を取得するために要した負債の利子 = 配当所得の金額
3	不動産所得	土地や建物などの不動産の貸付けによる所得 収入金額 - 必要経費 = 不動産所得の金額
4	事業所得	農業、商工業などの事業から生ずる所得 収入金額 - 必要経費 = 事業所得の金額
5	給与所得	給料、賞与などによる所得 収入金額 - 給与所得控除額または特定支出金額 = 給与所得の金額
6	退職所得	退職により一時に受ける給与などによる所得 (収入金額 - 退職所得控除額) × 1 / 2 = 退職所得の金額
7	山林所得	山林の伐採または譲渡による所得 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 = 山林所得の金額
8	譲渡所得	土地や建物その他の財産の譲渡による所得 収入金額 - 資産の取得費 - 資産の譲渡費用 - 特別控除額 = 譲渡所得の金額
9	一時所得	生命保険による一時金、損害保険による満期返戻金、賞金や懸賞当せん金などの所得 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 = 一時所得の金額
10	雑所得	公的年金や原稿料、出演料、生命保険年金など上記の1～9にあてはまらない所得 次のとの合計額 公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額を除く雑所得の収入金額 - 必要経費

申告の際に

よくある質問

次のような費用は医療費控除の対象になりません

- ・ 医師などに対する謝礼
- ・ 健康診断や美容整形の費用
- ・ 疾病予防や健康増進などのための医薬品や健康食品の購入費
- ・ 親族に支払う療養上の世話の費用
- ・ 治療を受けるために直接必要としない近視、遠視のためのメガネや補聴器などの購入費
- ・ 通院のための自家用車のガソリン代、分べんのため実家へ帰るための交通費

町県民税と所得税

町県民税（住民税）は阿久比町と愛知県に納める地方税で、町が税額を計算して法人や個人に通知し税金を徴収します。（平成18年度の住民税所得割の税額は、平成17年中の所得金額が基準となります）

所得税は国税で、一年間の所得に対して、法人や個人が自ら税額を計算して、申告した税額を納付します。

サラリーマンの場合、町県民税は毎月の給料から、所得税は毎月の給料とボーナスから源泉徴収されています。

申告

（平成17年中の所得）

↓
計算

地方税

国税

町県民税

（平成18年度）

所得税

（平成17年分）